

補助金に係る消費税及び地方消費税の 仕入控除税額報告の手引き

(令和6年度こども DX 推進に向けた

医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業)

令和7年8月6日版

東京都デジタルサービス局デジタル戦略部

デジタル企画調整課こども DX 推進担当

目次

1	はじめに	4
	（1）本手引きについて	4
	（2）消費税や仕入控除税額等について	4
2	消費税の仕組み	4
	（1）消費税の負担と納付の流れ	5
	（2）仕入控除税額制度	5
	（3）補助事業完了後の補助金（仕入控除税額）について	5
3	仕入控除税額の報告対象者	6
4	手続き	6
	（1）提出書類の用意	6
	（2）仕入控除税額報告申請（電子申請）	7
	（3）審査	10
	（4）審査の完了	12
	（5）（仕入控除税額がある場合）補助金の返還	14
5	問合せ先	14
6	その他注意事項	14
	（1）要綱等の遵守	14
	（2）その他	14
	◎申請フォーム・提出書類記入例・記入上の注意	15
	（1）申請フォーム	15
	（2）仕入控除税額に関する計算シート	17
	①シート構成	17
	②1 計算シート	17
	③2 提出前チェックシートの使用方法	21
	◎交付決定通知書の確認方法	23
	◎確定申告書の要確認箇所	25

1 はじめに

(1) 本手引きについて

本手引きは、令和6年度に「こどもDX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業」にて補助金交付を受けた者が、消費税の仕入控除税額の報告を行うためのものです。

(2) 消費税や仕入控除税額等について

消費税や仕入控除税額等に関する詳しい内容については、**国税庁のHP** (<https://www.nta.go.jp/>) をご確認ください。

消費税や仕入控除税額等、申告や納税について不明点がありましたら、下記HPに掲載されている相談窓口（国税局電話相談センター等）へお問い合わせください。

○「**税についての相談窓口**」（国税庁）

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shirabekata/9200.htm#a02>

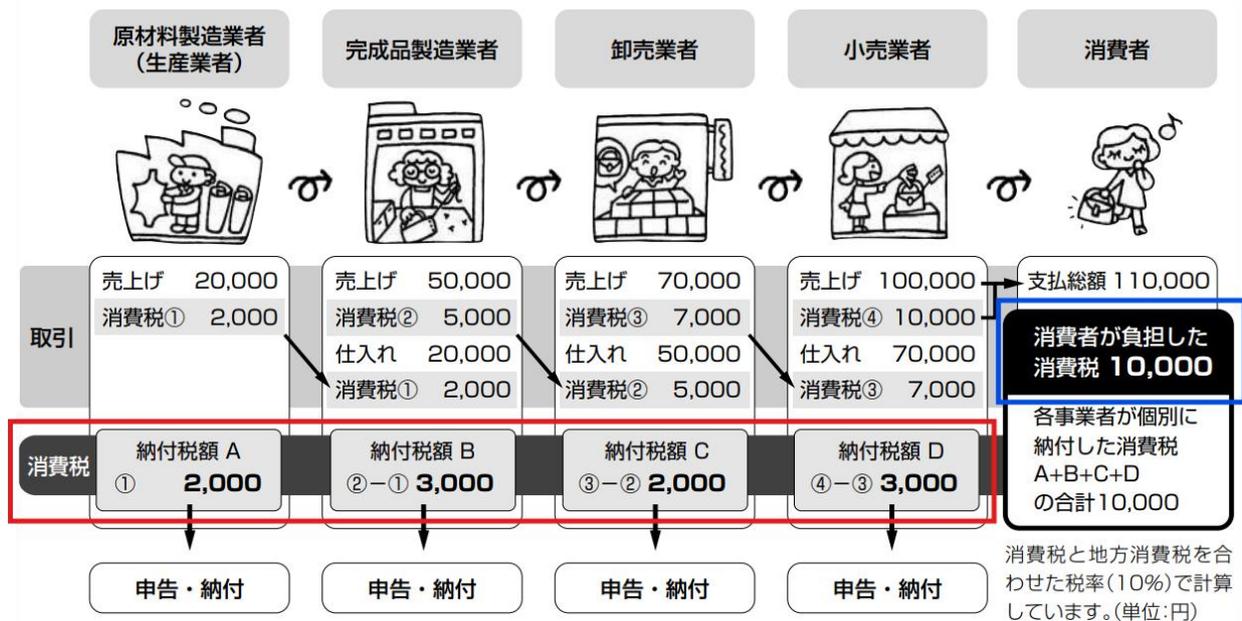
2 消費税の仕組み

消費税は、商品・製品の販売やサービス提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、最終的には消費者が負担しますが、納税義務者である事業者が納付します。生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組みが採られています（仕入税額控除制度）。

(1) 消費税の負担と納付の流れ

次のイメージ図のとおり、最終的に消費者が負担した消費税の総額（青枠内の金額）と各事業者が国に納付した消費税の合計額（赤枠内の合計金額）は一致します。

○イメージ図



○出典：消費税のあらまし（令和6年6月）（国税庁）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/01.htm>

(2) 仕入控除税額制度

消費税の仕入税額控除は、仕入控除の対象とならない事業者（免税事業者等）でない限り、課税対象消費税額（預かり消費税）から期間中に支払った消費税額（支払い消費税）を、確定申告により控除できる制度です。

○例：上記イメージ図の「小売業者」が、卸売業者から仕入れて消費者へ販売を行う場合



(3) 補助事業完了後の補助金（仕入控除税額）について

「補助金」による収入は、消費税法上、非課税売上として計上し、消費税の課税対象外となります。一方、補助金によって賄われる補助事業に要した経費は仕入税額控除の対象とすることもできます。

よって、補助金によって賄われる仕入に係る消費税額について仕入税額控除を受けた場合、控除額に含まれる補助金額について重複して交付された状態となるため、ご返還いただく必要があります。

3 仕入控除税額の報告対象者

令和6年度「こどもDX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業」の補助金の交付を受けた全ての事業者※

※仕入控除税額がない場合にも都への報告が必要です。

4 手続き

(1) 提出書類の用意

以下ア・イの書類をご準備ください。

ア 仕入控除税額に関する計算シート.xlsx

書類の記入方法はP15「[◎申請フォーム・提出書類記入例・記入上の注意](#)」をご参照ください。

※様式は以下リンク内最下部「詳細（申請様式）」よりダウンロードしてください。

<https://mng.jgrants-portal.go.jp/subsidy/preview/a0WJ20000087jeOMAQ>

※交付要綱に掲載している「別記第2号様式」は、申請フォーム上で同内容をご入力いただくため、ご提出不要です。

イ ア及び申請フォームへの記載内容を確認するための添付書類

アの記入内容等に応じて資料が異なります。下記「○必要書類について」をご確認ください。

【注意事項】確定申告書について

ご提出いただく確定申告書には、収受印が押されている必要があります。電子申告の場合は、受信通知の写しも合わせてご提出ください。

○必要書類について

仕入控除税額に関する計算シート.xlsxの「1 計算シート」へ記入した情報を基に表示される「3 計算結果」（4）からご確認いただけます。

- ・仕入控除税額に関する計算シート.xlsx「3 計算結果」（4）

(4) 記載内容を確認するための書類

→ (計算シートより自動転記)

入力提出方法 1 計算シート 2 提出前チェックシート 3 計算結果 確定申告 (第3-)

完了 アクセシビリティ: 検討が必要です

(4) の表示内容

①消費税の申告義務がない（課税売上 1,000 万円以下）

空欄（原則不要）

②消費税の申告義務がない（新規設立・開業）

- 新規設立・開業時の登記簿謄本や設立（開業）届け出書などの写し
- 法人の場合は資本金・出資金が記された資料の写し

③簡易課税方式により申告している

- 消費税及び地方消費税の確定申告書（第3-（3）号様式）の写し

④インボイス制度における2割特例の適用を受けている

- 消費税及び地方消費税の確定申告書（第3-（1）号様式）の写し

⑤公益法人等であって、特定収入割合が5%を超えている（医療法人社団及び医療法人財団を除く）

- 消費税及び地方消費税の確定申告書（第3-（1）号様式）の写し
- 特定収入割合の計算表（計算表1～3）の写し

⑥補助対象経費にかかる消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している

- 消費税及び地方消費税の確定申告書（第3-（1）号様式）の写し
- 課税売上割合・控除対象仕入れ額等の計算表（付表2）の写し
- 勘定科目別税区分表など

⑦①から⑥までに該当がない場合 ※仕入控除税額（返還額）あり

- 消費税及び地方消費税の確定申告書（第3-（1）号様式）の写し
- 課税売上割合・控除対象仕入れ額等の計算表（付表2）の写し

(2) 仕入控除税額報告申請（電子申請）

[jGrants](#) を利用して申請を受け付けます。申請フォームの記入方法は P15 「[◎申請フォーム・提出書類記入例・記入上の注意](#)」をご参照ください。

○申請期限：令和7年9月30日（火曜日）

※確定申告の時期等により提出が期限以降になる場合には、その旨をご連絡のうえ、ご準備ができ次第速やかにご申請ください。

○申請フォームへのアクセス方法

①jGrants ホームページ (<https://www.jgrants-portal.go.jp/>) 上で「マイページ」を選択してください。



②申請履歴から補助金申請をした際の「事業」を選択してください。

マイページ

申請した事業を検索

事業名

詳細な検索条件を開く

申請履歴

事業	補助金	手続き	事業開始日	事業終了日
こどもDX推進のための医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業	こどもDX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金			2025/03/31

「**詳細な検索条件を開く**」を選択いただき以下のとおり入力いただくと該当の申請履歴をお探しいただきやすくなります。

- ・補助金名= **【個別申請】こどもDX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金**
- ・手続き名= 「**こどもDX_ユーザーレビュー**」または「**こどもDX_仕入控除税額_申請フォーム**」

③「作成済みの申請」内の「**申請番号 (RFI から始まるもの)**」が、補助金交付申請時の番号と一致するかご確認ください。

作成済みの申請 ※下書き中の申請は下表のリンクから申請してください。

申請	申請状況	申請完了日時	通知文書 (文面)	通知文書添付ファイル	申請番号	下書き削除
こどもDX_交付申請_申請フォーム	申請済み	2024年9月17日 22:10	文面表示	【ご案内】交付決定後について.pdf	RFI-0001140548	

④「提出可能な申請」内の、「**こどもDX_仕入控除税額_申請フォーム**」の「**新規申請する**」を選択してください。申請フォーム入力画面へ移動します。

提出可能な申請

提出可能な申請がある場合は、こちらに表示されます。

こどもDX_ユーザーレビュー_申請フォーム ※

こどもDX_仕入控除税額_申請フォーム

新規申請する

新規申請する

※補助金申請に係るユーザーレビューへご回答済みの場合には「こども DX_ユーザーレビュー_申請フォーム」は表示されません。

(3) 審査

(2) により申請いただいた書類について、事務局及び都にて審査します。記載事項の誤りや、提出書類に不足等があった場合には修正依頼等の連絡をさせていただきます。

○差戻し発生時の再提出方法

①jGrants 事務局 (no-reply@jgrants-portal.go.jp) より申請が差戻しされた旨のメールが送付されます。

※メール内の URL (赤枠) を選択いただくと、④のページへ遷移します。

こちらは jGrants 事務局です。

下記の申請が「差戻し対応中」になりました。

補助金名： 【個別申請】こども DX 推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金
事業名称：こども DX 推進のための医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業
提出申請：こども DX_仕入控除税額_申請フォーム

※ご修正依頼の詳細が掲載されていますので必ずご一読ください

=====

<https://mnt-www.jgrants-portal.go.jp/request-form/a0RHZ00000CmXIKMA3/a0QHz00000XhdiJMAR>

上記 URL をクリックし、修正等の操作を実施ください。

※本メールは自動送信されています。このメールに返信いただいても回答できませんので、
予めご了承ください。

(c) jGrants

②jGrants ホームページ (<https://www.jgrants-portal.go.jp/>) 上で「マイページ」を選択してください。



③申請履歴から対象の「事業」を選択してください。



④③「作成済みの申請」内の「こども DX_仕入控除税額_申請フォーム」の「申請状況」が「差戻し中」になっていることをご確認のうえ、「申請」欄を選択してください。

作成済みの申請 ※下書き中の申請は下表のリンクから申請してください。

申請	申請状況	申請完了日時	通知文書（文面）	通知文書添付ファイル	申請番号	下書き削除
こどもDX 仕入控除税額 申請フォーム	差戻し対応中	2025年5月13日 16:46			RFI-0001148231	
こどもDX 交付申請 申請フォーム	採択通知済み	2025年5月13日 16:34	文面表示		RFI-0001148227	

- ⑤ 「差戻し/棄却コメント」（青枠）の記載をご確認のうえ、修正完了後に「申請する」を選択してください。

申請

申請先情報

申請番号	RFI-0001148231
補助金名	テストv2_【個別申請】こどもDX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金
申請フォーム名	こどもDX_仕入控除税額_申請フォーム

差戻し/棄却コメント

差戻し/棄却コメント

※ご修正依頼の詳細が掲載されていますので必ずご一読ください

事業及び申請の基本情報

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

（４）審査の完了

審査が完了次第、jGrants 上で通知します。

○ご確認方法

- ①jGrants ホームページ (<https://www.jgrants-portal.go.jp/>) 上で「マイページ」を選択してください。



②申請履歴から対象の「事業」を選択してください。



③「作成済みの申請」内の「こども DX_仕入控除税額_申請フォーム」の「申請状況」が「通知済み」となっている場合審査が完了しております。

作成済みの申請 ※下書き中の申請は下表のリンクから申請してください。

申請	申請状況	申請完了日時	通知文書(文面)	通知文書添付ファイル	申請番号	下書き削除
こどもDX 仕入控除税額 申請フォーム	通知済み	2025年5月13日 18:01			RFI-0001148231	
こどもDX 交付申請 申請フォーム	探択通知済み	2025年5月13日 16:34	文面表示		RFI-0001148227	

(5) (仕入控除税額がある場合) 補助金の返還

返還対象者は、仕入控除税額に関する計算シート.xlsxの「1 計算シート」にて⑦に該当した、仕入税額控除を受けている者となります。(4)の審査が完了次第、返還の通知書及び納入通知書を送付しますので、金融機関の窓口等で納付してください。

5 問合せ先

東京都マイナンバーカード利活用推進事業事務局

○お問合せフォーム：<https://pmh-hojokin2025.metro.tokyo.lg.jp/contact.html>

○電話番号：0120-905-122 (土日祝日・年末年始を除く9時から17時まで)

6 その他注意事項

(1) 要綱等の遵守

事業の実施に当たっては、「こどもDX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業実施要綱」、「こどもDX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金交付要綱」の規定を遵守し、事務手続を進めてください。

(2) その他

本手引きに記載の無い事項について対応をお願いする場合は、別途御連絡させていただきます。

◎申請フォーム・提出書類記入例・記入上の注意

(1) 申請フォーム

●事業及び申請の基本情報 ※赤枠内以外の項目は自動入力されます（編集不可）。

事業及び申請の基本情報

GビジネスID等の事業者情報がプレ入力されています。空欄があればご入力ください。

事業の名称 こどもDX推進のための医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業	法人番号/事業者識別番号 [REDACTED]
事業形態 [REDACTED]	必須 保険医療機関等名称 <input type="radio"/> 病院
法人名/屋号 [REDACTED]	本社所在地/印鑑登録証明書住所（市区町村） 新宿区
本社所在地/印鑑登録証明書住所（都道府県） 東京都	必須 代表者電話番号 03000000000
本社所在地/印鑑登録証明書住所（番地等） [REDACTED]	代表者名/個人事業主氏名（名） [REDACTED]
代表者名/個人事業主氏名（姓） [REDACTED]	必須 代表者役職 代表者

※個人事業主の方の場合は「代表者」と入力してください

必須 担当者氏名（姓） 東京	必須 担当者氏名（名） 太郎
必須 担当者メールアドレス xxxx_xxxx@xxx.jp	必須 担当者電話番号 00000000000

- ・ 保険医療機関等名称・・・保険医療機関等の名称を入力してください。
 - ・ 代表者電話番号・・・ハイフン無しで代表電話番号を入力してください。
 - ・ 代表者役職・・・申請代表者の役職を記入してください。個人事業主の場合は「代表者」と入力してください。
 - ・ 担当者氏名～担当者電話番号
 - ・・・本補助金の申請手続を行う御担当者様の情報を入力してください。
- ※ご入力いただいた情報を基に、必要に応じて事務局及び都よりご連絡させていただく場合があります。
- ※G ビズ ID アカウントに登録してある情報が自動入力されます。必要に応じてご修正ください。

●消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

交付決定日

必須 本補助金の交付決定時の番号

必須 こどもDX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金について、次のとおり報告する

補助金交付決定額

こどもDX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金交付要綱第7条の規定による補助金の額の確定額 ※【計算シート】2(1)と一致

- ・ 交付決定日 本補助金の交付決定日が自動入力されます。
- ・ 本補助金の交付決定時の番号 本補助金の交付決定通知書に記載されている番号（数字のみ）を入力してください。（交付決定通知書の確認方法は P23 「[◎交付決定通知書の確認方法](#)」を参照してください。）
- ・ こども DX 推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金について、次のとおり報告する 赤枠内を選択してください。
- ・ 補助金交付決定額 本補助金の交付決定額が自動入力されます。

必須 仕入控除税額（要返納相当額）※【計算シート】2(2)

必須 返還額が0円の場合の理由※【計算シート】2(3)

必須 計算シート

仕入控除税額に関する計算シート.xlsx × 記載内容を確認するための添付書類

作成した「仕入控除税額報告書_計算シート.xlsx」を添付してください。 【計算シート】(4)に表示された書類を添付してください。
資料が複数ある場合にはzip化して添付してください(パスワードの設定はしないでください)。

予備① 予備②

「記載内容を確認するための添付書類」に添付しきれない書類がある場合や、都より追加資料の提出依頼を差上げた場合にご利用ください。

- ・ 仕入控除税額（要返納相当額） 仕入控除税額に関する計算シート.xlsx「[3 計算結果](#)」(2)の金額を入力してください。
- ・ 返還額が0円の場合の理由 仕入控除税額に関する計算シート.xlsx「[3 計算結果](#)」(3)に表示されたものを選択してください。
- ・ 計算シート 作成した「[仕入控除税額に関する計算シート.xlsx](#)」を添付してください。

- ・ 交付確定額（合計） 本補助金の交付決定通知書に記載された金額を入力してください。（交付決定通知書の確認方法は P23 「[◎交付決定通知書の確認方法](#)」を参照してください。）

● 【仕入控除税額（返還額）がない場合】 ①～⑥

【仕入控除税額（返還額）がない場合】 ①～⑥	
※①～⑥のうち該当するものにプルダウンで「○」を選択してください（①、②、⑤の場合、右側の黄色のセル部分にも記入してください）	
<input type="checkbox"/> ① 消費税の申告義務がない（課税売上1,000万円以下）	i 基準期間（前々年度）における課税売上高 <input type="text"/> 円 ii 特定期間（前年度の開始から6カ月）における課税売上高 <input type="text"/> 円
<input type="checkbox"/> ② 消費税の申告義務がない（新規設立・開業）	設立・開業日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 法人の場合は「○」を選択し設立時の「 <u>資本金or出資金</u> 」を記入してください <input type="text"/> 円
<input type="checkbox"/> ③ 簡易課税方式により申告している	
<input type="checkbox"/> ④ インボイス制度における2割特例の適用を受けている	
<input type="checkbox"/> ⑤ 公益法人等であって、特定収入割合が5%を超えている（医療法人社団及び医療法人財団を除く）	特定収入割合 <input type="text"/> %
<input type="checkbox"/> ⑥ 補助対象経費にかかる消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している	
※①～⑥を選択した場合は、以下【仕入控除税額（返還額）がある場合】への記入は不要です。	

- ・ 赤枠内 . . . 該当するものにプルダウンで「○」を選択してください。（選択にあたっては P25 「[◎確定申告書の要確認箇所](#)」もご参照ください。）

・ ①を選択した場合 . . . 「i 基準期間（前々年度）における課税売上高」と「ii 特定期間（前年度の開始から6カ月）における課税売上高」を入力してください。

<input type="checkbox"/> ① 消費税の申告義務がない（課税売上1,000万円以下）	i 基準期間（前々年度）における課税売上高 <input type="text"/> 円 ii 特定期間（前年度の開始から6カ月）における課税売上高 <input type="text"/> 円
---	--

・ ②を選択した場合 . . . 「設立・開業日」を入力してください。法人の場合は以下赤枠について「○」を選択し、右枠へ設立時の「資本金 or 出資金」を記入してください。

<input type="checkbox"/> ② 消費税の申告義務がない（新規設立・開業）	設立・開業日 令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 法人の場合は「○」を選択し設立時の「 <u>資本金or出資金</u> 」を記入してください <input type="text"/> 円
---	--

・ ④を選択した場合 . . . 「特定収入割合」を入力してください。

<input type="checkbox"/> ④ 公益法人等であって、特定収入割合が5%を超えている（医療法人社団及び医療法人財団を除く）	特定収入割合 <input type="text"/> %
---	-------------------------------

● 【仕入控除税額（返還額）がある場合】 ⑦ア～⑦ウ

【仕入控除税額（返還額）がある場合】 ⑦ア～⑦ウ

※①～⑥の項目に該当がない場合
以下の黄色色のセル部分に必要な事項を記入してください。ア～ウは、該当するものにプルダウンで「○」を選択してください

(課税売上割合)

課税資産の譲渡等の対価の額	円	…… a
資産の譲渡等の対価の額	円	…… b
課税売上割合 a / b =		…… c

※自動で計算されますが、税額控除の計算で端数処理している場合には、端数処理した金額を直接入力してください
(注：申告書に記載された%をそのまま入力するわけではありません)

3か所から該当するものにプルダウンで「○」を選択

- ・ 課税資産の譲渡等の対価の額 (a) 確定申告書付表2「消費税等の確定申告書における課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の④の額を入力してください。
- ・ 資産の譲渡等の対価の額 (b) 確定申告書付表2「消費税等の確定申告書における課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の⑦の額を入力してください。
- ・ 課税売上割合 a / b = 自動で計算されますが、税額控除の計算で端数処理している場合には、端数処理した金額を直接入力してください。

○参考 付表2「消費税等の確定申告書における課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」

課税期間	氏名又は名称	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税売上額(税抜き) ①		(付表2-2の①X欄の金額) 円	円	円	円
免税売上額 ②					
非課税資産の輸出等の金額、海外支店等へ移送した資産の価額 ③					
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③) ④					※第一表の④欄へ ※付表2-2の④X欄へ
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額) ⑤					
非課税売上額 ⑥					
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥) ⑦					※第一表の⑦欄へ ※付表2-2の⑦X欄へ

⑦ア 課税売上割合が9.5%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等の場合

■補助金対象経費の内訳（交付確定額ではなく補助金により購入等をした経費の内訳です）

対象経費の内訳	課税仕入額 (10%)	課税仕入額 (8%)	非課税・ 不課税仕入額	合 計
				0
				0
				0
合 計	0	0	0	0

(仕入控除税額（返還額）)
 (補助金の額の確定額 × 10 / 110 × (d / f)) +
 (補助金の額の確定額 × 8 / 108 × (e / f)) =

■⑦ア選択時に以下確認してご回答ください
 ・以下正しければ□に✓を選択をお願いします
 内訳の「課税仕入額」及び「非課税・不課税仕入額」の分類は、税務署に申告済の内容と相違ありません。
 ・内訳合計（f）が補助金の「交付確定額（合計）」と相違ある場合は理由をご記入ください
 (例) 補助金対象経費を満額で記載したため。

・赤枠内・・・⑦アに該当する場合、プルダウンで「○」を選択してください。（選択にあたっては P25 「◎確定申告書の要確認箇所」もご参照ください。）

■補助金対象経費の内訳

- ・対象経費の内訳・・・経費名を入力してください。
- ・課税仕入額、非課税・不課税仕入額・・・各項目へ金額を入力してください。

■⑦ア選択時に以下確認してご回答ください

- ・「以下正しければ□に✓を選択をお願いします」・・・記載内容が正しければ✓を選択してください。
- ・「内訳合計（f）が補助金の「交付確定額（合計）」と相違ある場合は理由をご記入ください」
 ... 「■補助金対象経費の内訳」の f が、「基本情報」で入力した「交付確定額（合計）」と相違ある場合に理由を入力してください。

⑦イ 課税売上割合が9.5%未満の法人等、又は課税売上割合が9.5%以上かつ課税売上高が5億円を超える法人等であって、一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

■補助金対象経費の内訳（交付確定額ではなく補助金により購入等をした経費の内訳です）

対象経費の内訳	課税仕入額 (10%)	課税仕入額 (8%)	非課税・ 不課税仕入額	合 計
				0
				0
				0
合 計	0	0	0	0

(仕入控除税額（返還額）)
 (補助金の額の確定額 × 10 / 110 × c × (g / i)) +
 (補助金の額の確定額 × 8 / 108 × c × (h / i)) =

■⑦イ選択時に以下確認してご回答ください
 ・以下正しければ□に✓をお願いします
 内訳の「課税仕入額」及び「非課税・不課税仕入額」の分類は、税務署に申告済の内容と相違ありません。
 ・内訳合計（i）が補助金の「交付確定額（合計）」と相違ある場合は理由をご記入ください
 (例) 補助金対象経費を満額で記載したため。

・赤枠内・・・⑦イに該当する場合、プルダウンで「○」を選択してください。（選択にあたっては P25 「◎確定申告書の要確認箇所」もご参照ください。）

■補助金対象経費の内訳

- ・対象経費の内訳・・・経費名を入力してください。
- ・課税仕入額、非課税・不課税仕入額・・・各項目へ金額を入力してください。

■⑦イ選択時に以下確認してご回答ください

- ・「以下正しければ□に✓を選択をお願いします」・・・記載内容が正しければ✓を選択してください。
- ・「内訳合計（f）が補助金の「交付確定額（合計）」と相違ある場合は理由をご記入ください」
 ・・・「■補助金対象経費の内訳」のfが、「基本情報」で入力した「交付確定額（合計）」と相違ある場合に理由を入力してください。

⑦ 課税売上割合が9.5%未満の法人等、又は課税売上割合が9.5%以上かつ課税売上高が5億円を超える法人等であって、**個別対応方式**により消費税の申告を行っている場合

■補助金対象経費の内訳（交付確定額ではなく補助金により購入等をした経費の内訳です）

対象経費の内訳	課税仕入額（10%分）			課税仕入額（8%分）			非課税・ 不課税仕入額	合 計
	課税売上 対応分	共通対応分	非課税売上 対応分	課税売上 対応分	共通対応分	非課税売上 対応分		
								0
								0
								0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0

$$\text{（仕入控除税額（返還額））}$$

$$\text{（補助金の額の確定額} \times 10 / 110 \times (j / n) \text{）} + \text{（補助金の額の確定額} \times 10 / 110 \times c \times (k / n) \text{）} +$$

$$\text{（補助金の額の確定額} \times 8 / 108 \times (l / n) \text{）} + \text{（補助金の額の確定額} \times 8 / 108 \times c \times (m / n) \text{）} -$$

⑦ウ選択時に以下、右を確認してご回答ください
 ・以下正しければ□に✓をお願いします
 内訳の「課税売上対応分」「共通対応分」「非課税売上対応分」及び「非課税・不課税仕入額」の分類は、税務署に申告済の内容と相違ありません。

・内訳合計（n）が補助金の「交付確定額（合計）」と相違ある場合は理由をご記入ください

- ・赤枠・・・⑦ウに該当する場合、プルダウンで「○」を選択してください。（選択にあたってはP25「[確定申告書の要確認箇所](#)」もご参照ください。）

■補助金対象経費の内訳

- ・対象経費の内訳・・・経費名を入力してください。
- ・課税仕入額、非課税・不課税仕入額・・・各項目へ金額を入力してください。

■⑦ウ選択時に以下確認してご回答ください

- ・「以下正しければ□に✓を選択をお願いします」・・・記載内容が正しければ✓を選択してください。
- ・「内訳合計（f）が補助金の「交付確定額（合計）」と相違ある場合は理由をご記入ください」
 ・・・「■補助金対象経費の内訳」のfが、「基本情報」で入力した「交付確定額（合計）」と相違ある場合に理由を入力してください。

③ 2 提出前チェックシート の使用方法

● 「1 計算シート」①～⑦の選択有無の確認

選択の有無に応じ上部青文字で表示される文言をご確認ください。

- ・未選択の場合

2 提出前チェックリスト

1 計算シートにて消費税の計算方法に応じて、①～⑦ウのいずれかに○を選択してください。

○以下の項目をご確認いただき、B列ボックスにチェックを入れてください。

○N列に「未記入有り」と表示された場合は、計算シートに必要事項の記入漏れがございますので、改めてご確認ください。

⇒「1 計算シート」に戻り①～⑦を選択してください。

・選択済みの場合

2 提出前チェックリスト

<チェックリストの使用方法>

○以下の項目をご確認いただき、B列ボックスにチェックを入れてください。

○N列に「未記入有り」と表示された場合は、計算シートに必要事項の記入漏れがございますので、改めてご確認ください。

⇒「2 提出前チェックシート」のチェックにお進みください。

●記入漏れの確認

1 基本情報



代表者所在地、開設者名称、代表者職・氏名はもれなく入力されていますか。

また、事業者登録時より変更があった場合は✓（チェック）していますか

未記入有り

各項目をご確認いただき、**ボックス（上記赤枠内）にチェック**を入れてください。

チェック後に右側に「未記入有り」（上記青枠）と表示された場合は、計算シートに必要事項の記入漏れがございますので、改めて「1 計算シート」をご確認ください。

◎ 交付決定通知書の確認方法

本補助金は、jGrants 上で決定内容を交付決定兼額の確定通知書により通知しております。

○ ご確認方法

① jGrants ホームページ (<https://www.jgrants-portal.go.jp/>) 上で「マイページ」を選択してください。



② 申請履歴から対象の「事業」を選択してください。

「詳細な検索条件を開く」を選択いただき以下のとおり入力いただくと該当の申請履歴をお探しいただきやすくなります。

- ・ 補助金名 = 【個別申請】 こども DX 推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金
- ・ 手続き名 = 「こども DX_ユーザーレビュー」 または 「こども DX_仕入控除税額_申請フォーム」

事業	補助金	手続き	事業開始日	事業終了日
<u>こどもDX推進のための医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業</u>	こどもDX推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業補助金	こどもDX_ユーザーレビュー		2025/03/31

- ③ 「作成済みの申請」内の「通知文書（文面）」の「文面表示」を選択すると交付決定通知書をご確認いただけます。

作成済みの申請 ※下書き中の申請は下表のリンクから申請してください。

申請	申請状況	申請完了日時	通知文書（文面）	通知文書添付ファイル	申請番号	下書き削除
こどもDX 交付申請 申請フォーム	申請済み	2024年9月 17日 22:10	文面表示	【ご案内】交付決定後について.pdf	RFI-0001140548	

補助金交付申請時の申請番号（RFI から始まるもの）と一致するかご確認ください。

○通知書の記載内容

6デ戦戦第 号

交付決定時の番号

<代表者所在地>
<法人名>
<保険医療機関等名>
<代表者役職> <代表者氏名> 様

令和 年 月 日に申請のあったこども DX 推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード活用推進事業補助金については、こども DX 推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード活用推進事業補助金交付要綱（令和6年7月5日付6デ戦戦第119号。以下「交付要綱」という。）第7条の規定に基づき、下記のとおり交付を決定する。

令和 年 月 日

交付決定日

東京都知事 小池 百合子
(公印省略)

記

1 交付決定及び確定額
金 円

補助金交付決定（確定額）

2 交付方法

